

「東御市文化芸術推進計画」の概要

第1章 計画の策定にあたって

◎ 計画策定の背景

諸情勢の変化に伴い、文化芸術に求められる役割・期待が大きく変化しています。

【国・県の動向】「文化芸術基本法」、「文化芸術推進基本計画」の制定、「長野県文化芸術推進基本計画」の策定

◎ 計画策定の趣旨と目的

文化施策を総合的かつ持続的に実施し、誰もが文化芸術を身近に感じることができるひと・まちづくりを目指します。

◎ 計画の位置づけ

文化芸術基本法第7条の2第1項に規定する地方文化芸術推進基本計画、東御市総合計画を上位計画とした文化芸術に関する個別計画に位置づけられるものです。

◎ 計画の期間

令和5年度から令和10年度までの6年間を計画期間とします。

第2章 計画の基本的な考え方

◎ 計画の基本理念と体系

芸術や伝統に親しみ、文化の薫るひと・まちづくり

基本理念	基本目標	具体的施策
芸術や伝統に親しみ、文化の薫るひと・まちづくり	《基本目標1》 歴史に彩られた文化財の保存・継承	文化財の保存と次世代への継承
		文化財への理解の促進
	《基本目標2》 多様な文化芸術に親しむ環境づくり	文化施設の適切な維持・管理
		文化芸術に触れる機会の充実
		市民の自主的な文化芸術活動の活性化
	《基本目標3》 文化芸術に関わる人材の育成	文化芸術を支える人材の育成
		子どもの文化芸術体験、活動の充実
	《基本目標4》 文化芸術を活かした他分野との連携、地域づくりの展開	文化資源を活かした観光振興
文化資源を活かした地域課題解決		

第3章 文化振興のための具体的施策

◎ 《基本目標1》 歴史に彩られた文化財の保存・継承

具体的施策	個別施策	主な取り組み
文化財の保存と次世代への継承	文化財の保護と保存	未指定の文化財の指定推進 指定文化財の調査・保存
	伝統芸能や生活文化の継承と活動の促進	地域の伝統芸能や生活文化の保存・継承団体への支援 学校による地域の伝統芸能の継承
文化財への理解の促進	市民協働による文化財の普及啓発活動の推進	文化財の保存・活用団体への支援
	文化財の情報発信	文化財情報のデジタルアーカイブ化の推進 文化財情報発信媒体の整備

◎《基本目標２》 多様な文化芸術に親しむ環境づくり

具体的施策	個別施策	主な取り組み
文化施設の適切な維持・管理	文化施設の適切な維持・管理	文化施設の適切な維持・管理
文化芸術に触れる機会の充実	文化芸術に触れる機会の充実	文化施設における鑑賞機会の充実 地域に根差した文化芸術事業の開催 アウトリーチ事業における鑑賞機会の提供
	文化芸術情報の効果的な発信	文化施設HPの充実と効果的な情報発信 文化施設所蔵品のデジタルアーカイブ化の推進と発信
市民の自主的な文化活動の活性化	文化芸術活動団体への支援	文化芸術活動団体への支援
	発表機会の充実	個人や団体の活動成果を発表する場の提供

◎《基本目標３》 文化芸術に関わる人材の育成

具体的施策	個別施策	主な取り組み
文化芸術を支える人材の育成	文化ボランティアの参加促進と育成	市民の文化芸術活動に参加する機運を高める機会づくり 文化ボランティアの参加促進のための仕組みづくり 文化ボランティアの育成
	文化芸術専門職の登用・育成・資質向上	文化芸術専門職の登用 文化芸術専門職の育成・資質向上
子どもの文化芸術体験、活動の充実	各文化施設、地域団体による教育普及事業	文化施設による学校への教育普及事業
	官学連携による学校への教育普及事業	官学連携の教育普及事業 地域と学校の連携による文化資源発掘事業

◎《基本目標４》 文化芸術を活かした他分野との連携、地域づくりの展開

具体的施策	個別施策	主な取り組み
文化資源を活かした観光振興	文化資源を活かした観光誘客推進事業	「滞在・交流型」観光の推進
文化資源を活かした地域課題解決	文化資源を活かした地域づくり活動に対する団体への支援	地域づくり活動支援
	アーティスト・イン・レジデンスの推進	レジデンス事業による地域課題解決

第４章 計画の推進にあたって

◎ 計画の推進と進捗管理

基本指標に基づき評価し、PDCA サイクルによる進捗管理を行います。

◎ 施策の推進体制と役割

主な関係者に期待される役割について整理しました。